

令和7年4月定例教育委員会定例会 会議録

1. 開催日時：令和7年4月25日（金）14：00～15：30
2. 場所：古賀市役所 第2庁舎 501～503会議室
3. 出席委員：長谷川教育長 木村教育長職務代理 小山委員 松下委員 松本委員 狩浦委員
4. 欠席委員：なし
5. 出席職員：教育部長 桐原誠、教育総務課長 吉永ゆかり、学校教育課長兼主幹指導主事 今橋修、生涯学習推進課長 樋口武史、青少年育成課長 長崎英明、文化課長 甲斐健史、学校給食センター所長 野田高弘、教育総務課庶務係長 波多江由美
6. 傍聴者：なし

7. 会議内容

1. 開会

【木村議長】14時00分、開会を宣言。

2. 教育長あいさつ

開会にあたり長谷川教育長があいさつ

3. 会議録の署名委員の指名について

【教育長】会議録署名委員は会議規則第28条の規定により教育長及び会議で決めた委員1名となっておりますので、木村職務代理を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

4. 会議の非公開について

【木村議長】本日の会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき基本公開としますが、教育委員会報告市議会第2回臨時会について及び専決処分については、市議会に報告する案件で古賀市情報公開条例第7条第1項第7号に該当しますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開にすることを発議します。非公開とすることに賛成の委員は挙手を願います。

（全員賛成）

全員賛成ですので、この件については、公開しないことに決定いたします。

5. 諸報告

（1）教育長報告

（資料により、4月24日開催の管内教育長会の報告及び説明）

（2）教育委員情報交流

なし

（3）教育委員会報告

①市議会第1回定例会について

②市議会第2回臨時会について

【非公開】

③専決処分について（交通事故に係る損害賠償について）

【非公開】

6. 議案

【木村議長】 今から審議に入りますが、議案の朗読は省いていただき、提案される議案の要点だけを説明していただきたいと思います。順に議案の審議を行いますので、説明をお願いします。

第12号議案 【臨時代理】【共同訓令】古賀市が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令について (教育総務課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。(特になし) 第12号議案は承認としてよろしいですか。(はい) 第12号議案は承認します。

第13号議案 【臨時代理】古賀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について (教育総務課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。市史は今後いつ頃どのような形で出される予定ですか。

【教育長】市制10周年に古賀の大きな歩みなどを記した「うるわし」が発行されており、30周年には、その後20年間の追記したものを今のところ構想していて、まずは準備室を立ち上げて、動き出そうとしております。

【木村議長】他にご質問はありませんか(特になし) 第13号議案は承認としてよろしいですか。(はい) 第13号議案は承認します。

第14号議案 【臨時代理】古賀市通級指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。

【小山委員】通級教室が増えた理由と、対象児童生徒数を教えてください。

【教育長】本市の通級指導教室は、拠点校方式で、小学校には言語通級を東小学校に4教室、舞の里小にLD・ADHD教室4教室、中学校は古賀中学校に設置しており、他校の児童生徒は、その学校まで保護者の送迎が必要で、かねてより、その負担と、反面子どもの成長や変容などが教諭から直接聞ける利点がありました。児童生徒の増加と、経済状況の変化を受けて、基本的に全校への設置を1年間かけて検討した結果、西・花鶴・花見・北中に新置を要望し、県教委にお願いしまして増やしていただくことができました。

【学校教育課長】東小35人、西小26人、花鶴小18人、花見小12人、舞の里小24人、古賀中16人、北中14人の予定です。

【木村議長】第14号議案は承認してよろしいですか。(はい) 第14号議案は承認します。

第15号議案 【臨時代理】古賀市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について (学校教育課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。

【小山委員】対象者数と、古賀市内の施設の有無、月額5千円の根拠をお尋ねします。

【学校教育課長】対象者は令和7年度当初予算で5人分を見込んでおります。古賀市内にはフリースクール玄海が、近隣は東区や篠栗町にもあります。月額の根拠は、就学援助費の学用品、通学用費、校外活動費、学校給食費の年間支給額を12月で割り、千円単位で四捨五入した額の5千円で設定しております。

【狩浦委員】通信制のフリースクールも認められますか。

【学校教育課長】学校長が出席扱いをするものは対象になります。

【松本委員】保護者や子どもたちへの周知方法は。

【学校教育課長】市のホームページと広報に掲載予定です。

【木村議長】この他に質問ありませんでしょうか。なければ第15号議案は承認ということによ

ろしいでしょうか。(はい) 第15号議案は承認します。

第16号議案 【臨時代理】古賀市外国人学校児童生徒就学補助金交付要綱の制定について

(学校教育課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。

【小山委員】対象校と対象者、月額5千円の根拠をお尋ねします。

【学校教育課長】小・中学校以外の例えば福岡インターナショナルスクール、九州朝鮮中高級学校や福岡朝鮮初級学校に通学する小中学生です。

【教育長】5千円の根拠1つは、外国人学校に関東周辺が一番多く助成をしており、月5千円から1万円前後ということ、もう1つは国が支給する私学助成金が児童生徒一人あたり年間5万数千円で、私立、或いは国立学校等々に行かれている方にはこの支援が入っています。この2点から、外国人学校等に行かれる方については相当額と考えております。

【木村議長】他にご質問・ご意見ございませんでしょうか。(特になし) 第16号議案は承認としてよろしいですか。(はい) 第16号議案は承認します。

第17号議案 【臨時代理】古賀市通学者定期券購入補助金交付要綱の制定について

(学校教育課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。

【小山委員】希望者数は把握していますか。小学校の前にバス停ができますか。

【学校教育課長】距離による制限を設けていないため、最大60人程度と想定しております。

【教育長】本当はバス停等設置していただきたい願いはありますが、状況等から不可能だろうと思います。バスの時刻等についても難しいながらも経営戦略課と前年度やりとりをしてあたってもらっています。教育部としては、校区の広い2校に、通学に使う時間をもっと有効に使えたらという思いで計画をしましたので、今年度様子を見させていただきたいと思っております。

【松下委員】定期券の金額と、現金での乗車の対象になるかを教えてください。

【学校教育課長】210円区間と220円区間で、定期券の種類ですけども1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月、学期というの也有ります。確認できないため現金乗車は対象外です。定期券は月に4・5回程度往復で乗れば、元を取ります。

【狩浦委員】多少下校時間が学年や時制によって前後しますが、待ち時間が発生した場合の対応は学校と協議されていますか。

【学校教育課長】まだ学校と相談しておりますが、部屋を準備して動いたりできるようお願いをしております。

【木村議長】いい取り組みなので、保護者にしっかりと伝えて欲しいと思います。

【学校教育課長】広報とチラシ等も作っており、今後配布して参ります。

【木村議長】他にご質問・ご意見ございませんでしょうか。(特になし) 第17号議案は承認としてよろしいですか。(はい) 第17号議案は承認します。

第18号議案 【臨時代理】古賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(生涯学習推進課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。(特になし) 第18号議案は承認としてよろしいですか。(は

い) 第18号議案は承認します。

第19号議案 【臨時代理】古賀市公民館運営審議会委員の委嘱について

(生涯学習推進課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。(特になし) 第19号議案は承認としてよろしいですか。(は

い) 第19号議案は承認します。

第20号議案 【臨時代理】古賀市社会教育委員の委嘱について

(生涯学習推進課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。(特になし) 第20号議案は承認としてよろしいですか。(は

い) 第20号議案は承認します。

第21号議案 古賀市教育支援委員会委員の委嘱について (学校教育課長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。(特になし) 第21号議案は同意としてよろしいですか。(は

い) 第21号議案は同意します。

第22号議案 古賀市立小中学校給食材料費補助金交付要綱の制定について

(学校給食センター所長・議案説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。(特になし) 第22号議案は原案可決としてよろしいですか。

(はい) 第22号議案は原案可決します。

7. 協議事項

・働き方改革令和7年度版リーフレットについて (教育総務課長・説明)

【木村議長】ご質問等ありますか。

【狩浦委員】「週時制」は保護者にはわかりにくい言葉なので、(時間割)を加えてはどうでしょう
うか。

【教育総務課長】付け加えます。ありがとうございます。

8. その他事項

(1) 各課報告

教育部長 なし

教育総務課

・学校施設等整備の主たる工事等について (教育総務課長が資料により報告)

学校教育課

・児童生徒指導状況について

・教育支援センター「あすなる教室」の運営について

・不登校支援リーフレットの作成について (学校教育課長が資料により報告)

生涯学習推進課

・分館教養学級に対する補助について (生涯学習推進課長が報告)

文化課 なし

青少年育成課 なし

学校給食センター

・学校給食費公会計化について (学校給食センター所長が資料により報告)

(2) その他

教育総務課長 (行事予定の説明)

庶務係長 (定例会のスケジュール)

9. 閉会

議長が閉会を宣言し、15時30分閉会した。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7年 5月28日

教育長 長谷川 清彦

署名委員 木村 真由美